

2022年10月11日

お客様各位

にこにこ津田整体院(整体師 津田)

民法改正に伴う施術規程の一部変更について

【変更前 2022年10月10日まで】

第10条（施術規程の新設・改廃等）：当院は、必要に応じて整体施術規程の新設・改廃等を行うことが出来ます。その場合、変更後の本規程を当院のホームページ上において掲載するものとします。掲載後は、その効力は施術者、被施術者に及ぶものとします。

【変更後 2022年10月11日以降】

第10条（施術規程の新設・改廃等）：当院は、必要に応じて整体施術規程の新設・改廃等を行うことが出来ます。その場合、事前に変更後の本規程を、当院のホームページ上において告知するものとします。告知後は、その効力は施術者、被施術者に及ぶものとします。

急な変更に伴い、お客さまにはご迷惑お掛けしますが、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上

※本件に対する問い合わせ にこにこ津田整体院

TEL:011-387-2776

メール:nikoseitai@gmail.com